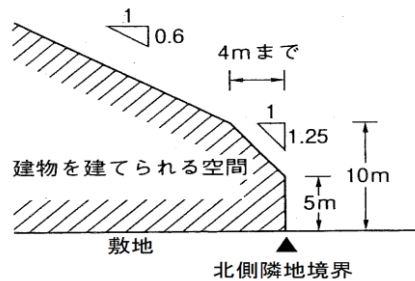


高度地区

都市内に建てられる建築物は、地区によって、最低の高さを定めて土地の有効活用を図ろうとしたり、最高の高さを定め、日照の妨害をなくそうとしたりする必要があり、このような制限を、地区を定めて行おうとするのが、高度地区です。

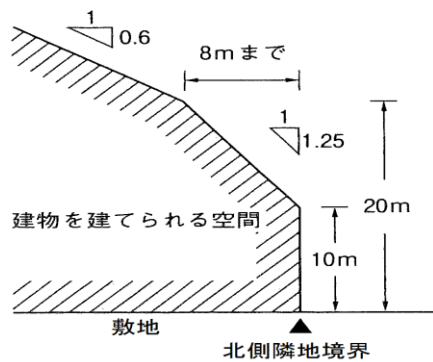
市では、日照、通風、採光などの条件を保護し、都市における良好な住環境を守るため、「最高限度の高さを定める高度地区」を定めています。また、場所により、第一種高度地区と、第二種高度地区の区域があります。

第一種高度地区



建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下、かつ当該水平距離から4メートルを減じたものの0.6倍に10メートルを加えたもの以下とする。

第二種高度地区



建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下、かつ当該水平距離からの8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。